

# 介護予防・日常生活支援総合事業について

枚方市の介護予防・日常生活支援総合事業に関する留意事項等



枚方市 健康部 長寿社会推進室  
平成29年1月12日説明会資料

# 介護予防ケアマネジメント

- 本市の介護予防ケアマネジメントの実施体制としては、地域支援事業実施要綱に基づき、「**居宅介護支援事業所に委託する場合において、初回の介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが行い、（1クール終了後の）ケアプランの継続、変更の時点以後は、居宅介護支援事業所が行い、適宜地域包括支援センターが関与する。**」とします。
- 介護予防ケアマネジメントのケアプランは、予防給付のケアプラン様式と同様の様式を使用しますが、アセスメントツールを新たに2つ（興味・関心チェックシート、情報整理シート）を追加します。

## 興味・関心チェックシート

氏名：\_\_\_\_\_ 年齢：\_\_\_\_\_ 歳 性別（男・女） 記入日：H\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

表の生活行為について、現在しているものには「している」の列に、現在していないがしてみたいものには「してみたい」の列に、する・しない、できる・できないにかかわらず、興味があるものには「興味がある」の列に○を付けてください。どれにも該当しないものは「している」の列に×をつけてください。リスト以外の生活行為に思いあたるものがあれば、空欄を利用して記載してください。

生活行為	している	してみたい	興味がある	生活行為	している	してみたい	興味がある
自分でトイレへ行く				生涯学習・歴史			
一人で風呂に入る				読書			
自分で服を畳む				俳句			
自分で食べる				書道・習字			
歯磨きをする				絵を描く・絵手紙			
身だしなみを整える				パソコン・ワープロ			
好きなときに眠る				写真			
掃除・整理整頓				映画・観劇・演奏会			
料理を作る				お茶・お花			
買い物				歌を歌う・カラオケ			
家や庭の手入れ・世話				音楽を聴く・楽器演奏			
洗濯・洗濯物たたみ				将棋・囲碁・ゲーム			
自転車・車の運転				体操・運動			
電車・バスでの外出				散歩			
孫・子供の世話				ゴルフ・グラウンドゴルフ・水泳・テニスなどのスポーツ			
動物の世話				ダンス・踊り			
友達とおしゃべり・遊ぶ				野球・相撲観戦			
家族・親戚との団らん				競馬・競輪・競艇・パチンコ			
デート・異性との交流				編み物			
居酒屋に行く				針仕事			
ボランティア				畑仕事			
環境活動 (町内会・老人クラブ)				資金を伴う仕事			
お祭り・宗教活動				旅行・温泉			

生活行為向上マネジメント<sup>TM</sup>

興味・関心チェックシートは、本人のなりたい姿を見いだすためのツールとして、本人に記載してもらうものです。

# 情報整理シート

利用者名                      年齢                      性別                      被保番                      記入日                      記入者

自立した日常生活阻害因子 (心身の状況・環境等)	区分	A したいけどできない		B できるけどしない	
	要因	①偏った食生活(肥満・痩せ)	②住環境	③痛み・関節制限	
		④精神疾患(理解力低下含む)	⑤過干渉	⑥筋力低下	

※ 区分は上記A・Bのうちどちらかを選択してください。要因は、①～⑥のうち該当する要因を複数選択可

項目		自立度		区分	要因	改善の可能性		備考
ADL	室内歩行	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	屋外歩行	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	外出	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	排泄	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	食事	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	入浴	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	着脱衣	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
IADL	掃除	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	洗濯	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	買い物	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	調理	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	ゴミ出し	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	通院	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	服薬	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
	金銭管理	自立	見守・一部介助・全介助			高い	低い	
コミュニケーション能力		支障なし・支障あり				高い	低い	
社会との関わり		支障なし・支障あり				高い	低い	

生活機能の低下を引き起こしている背景・因子	<個人因子>	<環境因子>

項目		可否・有無	現状
認知	意志伝達	できる・できない	
	物忘れ	有・無	

本人の意向		家族の意向	
-------	--	-------	--

一日の目標	
〇か月後の目標	
〇か月後の目標	
一年後の目標	

情報整理シートは、支援者が個人因子や環境因子を踏まえたアセスメントの内容を整理するためのツールです。

# 事業の組み立て①

出来ることまで支援することで、本人の身体機能を奪い、本人の考える力を奪ってしまう可能性がある。

できないことに着目するのではなく、出来ること、したいことを一緒に考え、それが出来るように支援していく。

専門職の関与による身体機能の維持とQOLの向上

出来る能力を奪わない支援により、出来る能力を最大限活用し、状態の悪化を防ぐ

予防訪問事業

予防通所事業

活動移動支援事業

地域との今までのつながりを継続できるように老人クラブなどの仲間がいる場所への参加を支援

ひらかた元気  
くらわんか体操

ひらかた元気  
くらわんか体操

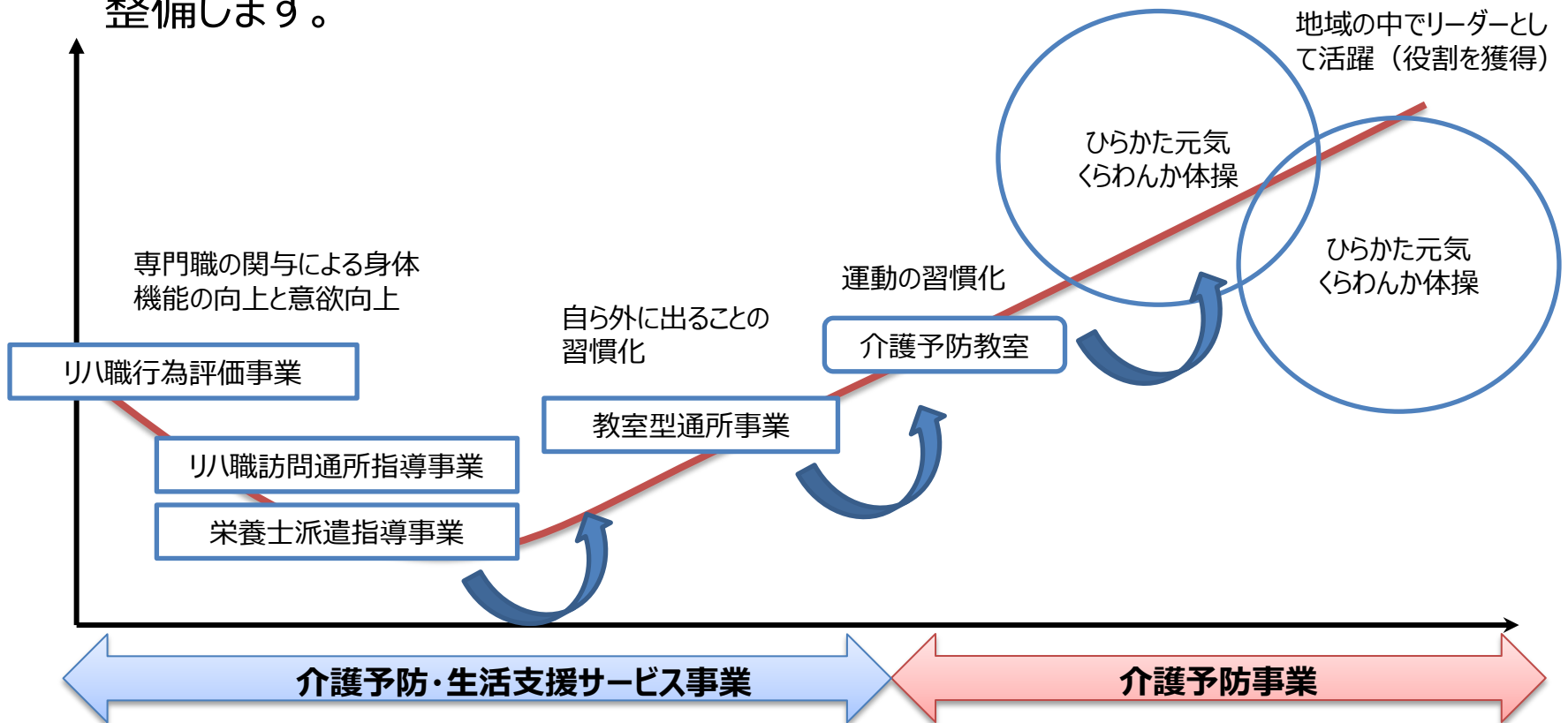
地域の中で参加できる  
場所の確保

**先を見越して（予後予測）、その時の状況に応じた手段を複数用意することができるのが専門職！  
だからこそ、進行性疾患の方の支援には専門職が必要！**



## 事業の組み立て②

- 要支援認定者に再び元気になってもらうために、現行サービスに加えて、介護予防・生活支援サービス事業と介護予防事業を一体的に実施できる体制を整備します。



# R9-STICK と ノルディックスティック の活用

- リハ職訪問通所指導事業では、リハビリテーション専門職が負荷をかけながら安全に運動するため、**R9-STICKを活用したexeR9（エクサルク）**をプログラムとして使用します。



- 教室型通所事業で、ノルディックスティックを使ったウォーキングの練習



- 日々の生活の中で、ノルディックウォーキング & ひらかた元気くらわんか体操



- ノルディックウォーキングでの生きがい・趣味活動（登山、ハイキング等）



# なぜ？

- ウォーキングが**最も身近で取り組みやすい運動**である。
- **「歩く」**という行為は生活全般に深く関わっている。  
⇒ いつまでも歩き続けることのできる身体づくりが必要
- 2本のポールを使用するため、**「安全」**で**「効果的」**に運動を導入することができる。
- 身体状況や体力に応じて、要支援認定者も元気高齢者も**誰も**  
**が活用できるツール**である。

# 介護予防・生活支援サービス事業の開始時期

- 平成29年4月1日以降、新しく要支援1・2の認定を受けた方

平成29年4月1日

介護予防・生活支援サービス事業のサービス

- 平成29年4月1日現在、既に要支援1・2の認定を受けている方

平成29年4月1日

現在の要支援認定

更新認定（要支援認定）または事業対象者

予防給付のサービス

介護予防・生活支援サービス事業のサービス

# 国保連合会への審査支払い事務処理

- 介護予防・生活支援サービス事業の審査支払いは国保連を活用します。
- 介護給付のサービス種類コードと、介護予防・生活支援サービス事業のサービス種類コードが異なります。
  - 介護予防訪問介護（予防給付）のサービスコード：61
  - 介護予防通所介護（予防給付）のサービスコード：65
- 介護予防・生活支援サービス事業は、別紙のサービスコード表（案）を参照してください。  
（サービスコード表の確定版は、後日、ホームページに掲載します。）

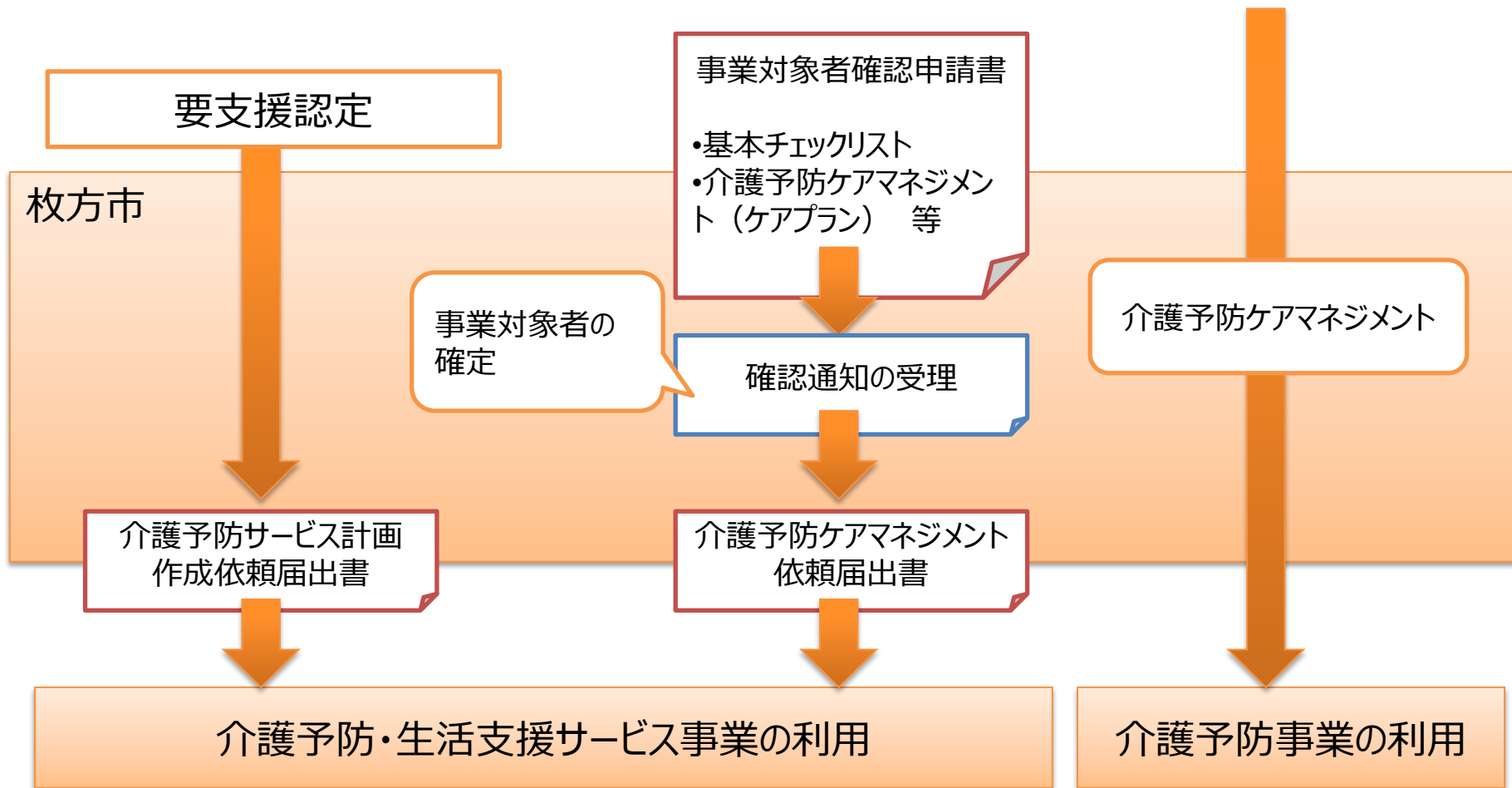
# 介護予防・生活支援サービス事業対象者

- サービス利用に当たって客観的で公平・中立な視点で「要支援相当」であることを確認するとともに、医学的な視点を確保するため、これまでと同様に原則、要支援認定手続きを経ることとします。
- 要支援認定を既に受けていて、要支援認定の更新をせずに、基本チェックリストの活用によるサービス事業対象者として介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望する場合は、「事業対象者確認申請書」と添付書類（基本チェックリスト・ケアプラン・その他必要書類）の提出による市の審査を受けることとなります。
- サービス事業対象者と確認された場合の有効期間は、添付されたケアプランのサービス提供期間の満了日（最長6か月）となります。

# 介護予防・日常生活支援総合事業の利用

要支援認定（要支援 1・2）

事業対象者 **要支援相当** 非該当（自立）



認定有効期間：最長 2 年

事業対象者期間：最長 6 か月

# サービス事業対象者と利用可能なサービス

サービス ----- 対象者	予防給付	介護予防・生活支援サービス事業		
	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所 福祉用具貸与 住宅改修など	訪問型サービス	通所型サービス	その他の生活支援サービス
要支援認定者	○	○	○	○
事業対象者	×	<b>× 予防訪問事業</b> ○生活援助訪問事業 ○活動移動支援事業 <b>× 通院等移動支援事業</b>	<b>× 予防通所事業</b> ○教室型通所事業	○リハ職行為評価事業 ○リハ職通所訪問指導事業 ○栄養士派遣指導事業

以下の場合、要支援認定が必ず必要となります。

- 予防給付のサービス（訪問看護や福祉用具貸与など）を利用する場合
- 予防給付のサービスと介護予防・生活支援サービス事業を併用する場合
- 予防訪問事業・予防通所事業（現行相当サービス）を利用する場合

# 介護予防・生活支援サービスの併用

## 【訪問型サービス】

- 予防訪問事業と生活援助訪問事業の訪問型サービスの併用はできません。

## 【通所型サービス】

- 予防通所事業と教室型通所事業の併用はできません。
- 予防通所事業とリハ職訪問通所指導事業の併用はできません。
- その他、介護予防給付との併用については、サービス種類相互の算定関係と同様です。

# サービス事業費の区分支給限度額

「指定（事業者指定）」のサービスを利用する場合は、給付管理を行います。  
要支援 1・2 の方は、下の区分支給限度基準額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に給付管理します。

- 事業対象者 50,030円
- 要支援 1 認定者 50,030円
- 要支援 2 認定者 104,730円

※ 指定（事業者指定）については、高額介護予防サービス費相当として取り扱います。



# 利用者負担割合

- サービス事業の実施方法が「指定（事業者指定）」については、サービス費用の1割または2割の利用料を支払います。（現行の予防給付の利用者負担と同じ）
- 「指定（事業者指定）」については、現行の予防給付と同様にサービス費用利用料の他に日常生活費と特別なサービス費等の徴収ができます。
- 「委託」については、サービス費用の利用料は0円ですが、送迎費用等の実費の徴収を予定しています。
- 「補助」は、サービスの対価に対する補助ではなく、運営を支援するための補助金を運営法人（団体）に交付します。そのため、サービス費用は全額自己負担です。

# 保険給付の制限

- 介護予防・日常生活支援総合事業にかかる給付制限の取り扱いについては、「介護予防・日常生活支援総合事業Q&A平成26年9月30日付\_第6（問7）、介護予防・日常生活支援総合事業Q&A平成27年2月4日付\_第7（問4・問5）」により、市町村判断で給付制限に相当する事業を行うことは可能となっています。
- そのため、**枚方市では給付制限に相当する事業を実施します。**
- ただし、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業対象者として給付の制限期間を設定した後、要支援・要介護認定を受けた場合は、サービス事業対象者としての給付制限期間は減額の算定対象になりません。

# 日割り請求の適用について

- 月途中の開始、終了の場合は、契約日または契約解除日を起算日として日割りで算定します。

(枚方市では国基準の取り扱い以外に、月途中の日割りを依頼していましたが、月途中の日割りも基準として適用します。)

- ただし、加算に対する日割り計算は行いません。

# 事業者指定のみなし指定

- 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律」（平成26年法律第82号）附則13条において、介護保険法上の介護予防・日常生活支援総合事業の施行日の前日である平成27年3月31日において、「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」の指定を受けている事業者は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間は、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスまたは通所型サービスの指定を受けたものをみなすことと規定されています。（みなし指定）
- そのため、みなし指定事業者に対し、平成29年度中（平成29年4月～平成30年3月）の間に順次、指定手続きの通知を送付します。

# 事業者指定

- 生活援助訪問事業（基準緩和型サービスA）を実施する場合は、みなし指定事業所であっても、当該サービスを提供するためには新たに指定を受ける必要があります。
- また、平成27年4月1日以降に新たに「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けた事業所は、みなし指定の対象となっていないため、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供を行う場合、それぞれの市町村から介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの指定を受けなければなりません。
- 平成27年4月1日以降に新たに「介護予防訪問介護」又は「介護予防通所介護」の指定を受けた事業所は、平成28年度中に指定手続きの通知を送付します。

# 他市所在地の事業者指定

- 他市所在地の事業所は、みなし指定を受けていたとしても、枚方市の介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの指定を受けなければなりません。
- 他市所在地の事業所に対して、市から手続きの通知を送付することはありません。
- 他市所在地の事業所の「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」をサービスに位置づけている場合は、ケアプランを作成している地域包括支援センターから手続き等の案内を行います。（手続き等の受付期間については、市ホームページに掲載します。）

# 指定事務手数料等

- 介護予防・日常生活支援総合事業の指定を受ける場合は、簡易な手続きであることから、指定事務手数料は必要ありません。
- 介護予防・日常生活支援総合事業に伴う定款変更について

## 定款の記載例

- 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- 介護保険法に基づく第1号事業
- 介護保険法に基づく第1号訪問事業
- 介護保険法に基づく第1号通所事業
- 介護保険法に基づく第1号訪問事業及び第1号通所事業

※ 現行定款の目的に「老人居宅生活支援事業」に関する文言が記載されている場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の「第1号訪問事業」が含まれます。

※ 現行定款の目的に「老人デイサービス事業」又は「老人デイサービスセンター」に関する文言が記載されている場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の「第1号通所事業」が含まれます。

# 事業参入の手続きの窓口

- 事業者指定の窓口
  - 予防訪問事業・予防通所事業 ⇒ **福祉指導監査課**
  - 生活援助訪問事業 ⇒ **長寿社会推進室**
- 委託業務の窓口
  - 長寿社会推進室**
- 補助金交付申請の窓口
  - 長寿社会推進室**